

令和4年第1回三鷹市議会定例会提出議案概要

番 号	件 名 及 び 内 容						
1	三鷹市桜井浜江記念市民ギャラリー条例（制定） 1 目的及び設置 市民の美術作品等の発表の場を提供すること等により、市民の芸術文化の振興を図るとともに、桜井浜江の業績を顕彰し、心豊かな地域社会の形成に寄与するため、三鷹市桜井浜江記念市民ギャラリー（以下「市民ギャラリー」という。）を設置することとした。 2 名称及び位置 名称 三鷹市桜井浜江記念市民ギャラリー 位置 三鷹市下連雀三丁目 42 番 3－101 号 3 指定管理者による管理 市民ギャラリーは、1 の目的を効果的に達成するため、指定管理者が管理を行うこととした。 4 指定管理者が行う業務 (1) 桜井浜江の業績の顕彰に関する業務 (2) 施設、設備及び器具の維持管理に関する業務 (3) 施設の使用の承認に関する業務 (4) 施設の使用料の徴収に関する業務 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める業務 5 休館日 (1) 月曜日 (2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 4 日までの日 6 使用時間 午前 10 時～午後 6 時 7 使用期間 同一人につき引き続き 6 日を限度とする。 8 使用料 施設の使用については、別表に定める使用料を徴収することとした。 別表 <table><tr><td>使用区分</td><td>1 日</td><td>引き続き 6 日</td></tr><tr><td>使用料</td><td>6,000 円</td><td>30,000 円</td></tr></table>	使用区分	1 日	引き続き 6 日	使用料	6,000 円	30,000 円
使用区分	1 日	引き続き 6 日					
使用料	6,000 円	30,000 円					

	9 その他使用の承認、使用の不承認、使用权の譲渡等の禁止、入館の制限等、販売行為の禁止等について定めることとした。 10 施行期日等 (1) 施行期日 令和4年4月1日 (2) 施設の使用 施設の使用は、令和4年6月1日からとする。
2	三鷹市高校生等の医療費の助成に関する条例（制定） 1 目的 高校生等を養育している者に対し、高校生等に係る医療費の一部を助成することにより、高校生等の保健の向上と健やかな育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的とする。 2 対象者 (1) 医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、三鷹市の区域内に住所を有する高校生等を養育している者であって、その者が養育する高校生等の疾病又は負傷について、国民健康保険法その他規則で定める法令の規定により医療に関する給付が行われるものとする。 (2) (1)にかかわらず、次のいずれかに該当する高校生等を養育している者は、対象者とししない。 ア 生活保護法による保護を受けている者 イ 規則で定める施設に入所している者 ウ 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者 3 助成の範囲 入院については医療保険の自己負担額を助成し、通院（調剤及び訪問看護を除く。）については自己負担額から一部負担金相当額（通院1回につき200円を上限とする。）を控除した額を助成する。 4 医療費の助成 (1) 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に対して、医療証を提示し、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。

	(2) (1)にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、助成する額を対象者に支払うことにより医療費の助成を行う。 5 その他医療証の交付、対象者負担額等の支払方法、届出義務、譲渡又は担保の禁止、助成費の返還等について定めた。 6 施行期日等 (1) 施行期日 令和4年10月1日。ただし、医療証の交付に関する部分については、規則で定める日 (2) 経過措置 6(1)の規則で定める日までの間、4にかかわらず、医療費の助成は、助成する額を対象者に支払うことにより行うこととした。
3	三鷹市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 1 出生サポート休暇の新設 不妊治療に係る通院等のために取得できる特別休暇として、「出生サポート休暇」（1の年について5日（体外受精等に係るもの場合は10日））を新設することとした。 2 施行期日 公布の日（適用は、令和4年1月1日）
4	三鷹市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 1 非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和 職員の仕事と子育ての両立を支援する観点から、非常勤職員の育児休業（部分休業を含む。）の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止することとした。 2 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を規定することとした。 3 施行期日 令和4年4月1日

5	三鷹市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例 1 職の新設 デジタル技術を活用した、誰もが暮らしやすいまちづくりの実現に向けて、有識者の観点から市のデジタル化施策全般について助言及び支援を行う非常勤の特別職職員として、次の職を設置することとした。 <table border="1" data-bbox="437 620 1129 716"> <tr> <th>職名</th><th>報酬月額</th></tr> <tr> <td>デジタル推進参与</td><td>104,000円</td></tr> </table> 2 施行期日 令和4年4月1日	職名	報酬月額	デジタル推進参与	104,000円
職名	報酬月額				
デジタル推進参与	104,000円				
6	三鷹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 1 管理職員特別勤務手当の見直し 管理職員が災害への対処その他の緊急の必要により、平日午前0時から午前5時までの間に勤務した場合は、勤務1回につき6,000円を超えない範囲内において規則で定める額を支給することとした。 2 施行期日 公布の日				
7	三鷹市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 1 所得制限の撤廃 現行小学校6年生までの義務教育就学児の医療費の助成における所得制限の撤廃を中学校3年生までとし、全ての義務教育就学児の所得制限を撤廃することとした。 2 施行期日 令和4年10月1日				

8	三鷹市国民健康保険条例の一部を改正する条例 1 国民健康保険税の見直し (1) 課税限度額の引上げ 次のとおり課税限度額を3万円引き上げ、課税限度額総額を99万円とすることとした。 ア 基礎課税分（医療分） 61万円→63万円 イ 介護納付金課税分 16万円→17万円 (2) 所得割額の算定割合の引上げ 次のとおり所得割額の算定割合を100分の0.5引き上げ、所得割額の算定割合の合計を100分の8.8とすることとした。 ア 基礎課税分（医療分） 100分の5.0→100分の5.3 イ 後期高齢者支援金等課税分 100分の1.9→100分の2.0 ウ 介護納付金課税分 100分の1.4→100分の1.5 (3) 均等割額の引上げ 次のとおり均等割額を1,400円引き上げ、均等割額総額を5万2,200円とすることとした。 ア 基礎課税分（医療分） 2万7,500円→2万8,000円 イ 後期高齢者支援金等課税分 1万800円→1万1,200円 ウ 介護納付金課税分 1万2,500円→1万3,000円 2 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、未就学児に係る均等割額を減額するとともに、民法の成年年齢の引下げに伴い、結核医療給付金の支給要件を改めるほか、規定を整備することとした。 3 施行期日 令和4年4月1日等
9	三鷹市消防団条例の一部を改正する条例 1 消防団員報酬の見直し 職階に応じた月額報酬に加えて支給している待機、特別出動等に対する報酬を見直し、次の出動報酬を支給することとした。

	<table border="1" data-bbox="418 250 1358 696"> <tr> <th data-bbox="418 250 796 304">区分</th><th data-bbox="796 250 1358 304">報酬額</th></tr> <tr> <td data-bbox="418 304 796 539">災害出動</td><td data-bbox="796 304 1358 539">1 日につき8,000円 ただし、出動が3時間以内の場合は、3,000円とし、出動が8時間を超える場合は、1時間までを増すごとに1,000円加給する。</td></tr> <tr> <td data-bbox="418 539 796 602">訓練出動</td><td data-bbox="796 539 1358 602">1 日につき3,000円</td></tr> <tr> <td data-bbox="418 602 796 696">前2項に掲げる出動のほか、団長が命じた出動</td><td data-bbox="796 602 1358 696">1 日につき3,000円</td></tr> </table> ※1 災害出動をしたが詰所待機となった場合、誤報によるものであった場合その他これに準ずると団長が認める場合において、1日の災害出動が1回の当該出動のみのときは、災害出動の項の規定にかかわらず、報酬額は1,500円とする。 ※2 日をまたぐ出動については、出動日としては1日として扱う。 2 その他規定を整備することとした。 3 施行期日 令和4年4月1日	区分	報酬額	災害出動	1 日につき8,000円 ただし、出動が3時間以内の場合は、3,000円とし、出動が8時間を超える場合は、1時間までを増すごとに1,000円加給する。	訓練出動	1 日につき3,000円	前2項に掲げる出動のほか、団長が命じた出動	1 日につき3,000円
区分	報酬額								
災害出動	1 日につき8,000円 ただし、出動が3時間以内の場合は、3,000円とし、出動が8時間を超える場合は、1時間までを増すごとに1,000円加給する。								
訓練出動	1 日につき3,000円								
前2項に掲げる出動のほか、団長が命じた出動	1 日につき3,000円								
10	三鷹市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 1 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴い、傷病補償年金等に係る規定を整備することとした。 2 その他規定を整備することとした。 3 施行期日 令和4年4月1日。ただし、2は公布の日								

11	東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について						
	1 保険料軽減のための負担金制度の継続 保険料の軽減措置を引き続き実施するため、令和4年度及び令和5年度の2年間の時限措置として、審査支払手数料相当額、財政安定化基金拠出金相当額、保険料未収金補填分相当額、保険料所得割額減額分相当額及び葬祭費相当額を関係市区町村の一般財源から負担金として支弁することとした。 2 施行期日 令和4年4月1日						
12	三鷹市桜井浜江記念市民ギャラリーの指定管理者の指定について						
	三鷹市桜井浜江記念市民ギャラリーの指定管理者を次のとおり指定することとした。 <table><tr><th>施 設</th><th>指定管理者</th><th>指定の期間</th></tr><tr><td>三鷹市桜井浜江記念市民ギャラリー 三鷹市下連雀三丁目42番3－101号</td><td>三鷹市上連雀六丁目12番14号 公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団</td><td>令和4年4月1日から令和6年3月31日まで</td></tr></table>	施 設	指定管理者	指定の期間	三鷹市桜井浜江記念市民ギャラリー 三鷹市下連雀三丁目42番3－101号	三鷹市上連雀六丁目12番14号 公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで
施 設	指定管理者	指定の期間					
三鷹市桜井浜江記念市民ギャラリー 三鷹市下連雀三丁目42番3－101号	三鷹市上連雀六丁目12番14号 公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで					
13	令和3年度三鷹市一般会計補正予算（第13号）						
14	令和3年度三鷹市一般会計補正予算（第14号）						
15	令和3年度三鷹市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）						
16	令和4年度三鷹市一般会計予算						
17	令和4年度三鷹市国民健康保険事業特別会計予算						

18	令和４年度三鷹市介護サービス事業特別会計予算
19	令和４年度三鷹市介護保険事業特別会計予算
20	令和４年度三鷹市後期高齢者医療特別会計予算
21	令和４年度三鷹市下水道事業会計予算

○ 特記事項

- (1) 監査委員の選任について
- (2) 三鷹市市税条例の一部を改正する条例